

現状が変化化する兆し

監査役に本気で期待している経営者はいないし、株主もいない。マスコミも、監査役に関する記事を書くことはほとんどない。不祥事が発覚しても、会計監査人である監査法人のことは記事になっても、監査役が果たした役割について検証をする記事を目にするのがない。株主総会で、個人株主が監査役に対し、監査の実効性について質問することも極めてまれである。監査役自身、自分が期待されていると実感している人はほとんどいない。率直に言えば、これが現状ではないだろうか。

しかし、この現状が変化する可能性がでてきた。会社法や金融商品取引法は、経営者に内部統制システムの構築・運用の責任を負わせた。そのため、経営者は当該システムを適切に構築・運用するために、最終的に監査役を期待する必要性が出てきたからである。その背景には、経営

近づく「監査役が目覚める日」

i.'s eye



鳥飼総合法律事務所  
代表弁護士

鳥飼 重和

《とりかい・しげかず》  
1947年宮城県生まれ。70年中央大学法卒。税理士事務所勤務後、司法試験に合格。現在、弁護士、日本税理士連合会顧問、中小企業庁事業承継協議会審議委員。著書は『平成19年新会社法対応株主総会徹底対策』（共著、商事法務）、『新版 非公開会社のための新会社法』（同）など多数。

の効率性が高く、かつ不祥事を起こさない企業市民である企業を日本社会が真剣に求め始めていることがあ

る。経営者は会社全体に対して適法かつ効率の良い経営

営をするためのシステムの構築・運用についての責任を負う。その上で、最終的には、その責任を経営者がまっとうしたかについて、監査役が監視するところになっている。また、財務諸表に関しては、会計監査

不祥事起こさない企業に

しく、その構築・運用を自己評価して内部統制報告書を作成する。その報告書は、会計監査人と同一の人的構成である監査人によって監査を受ける。その際、監査人は、会社の社風である統制環境を重視して監査をするようになる。そのため、監査人は、経営者の姿勢が社風の形成に決定的意味を持つことから、当該経営者に対する監査役の監視状況を監査することになる。

（一）に監査の循環が生じる。すなわち、会社法の領域では、監査役が会計監査人を監査するが、それとは逆に、金融商品取引法の領域では、監査人（＝会計監査人）が監査役を監査する。つまり、会計監査人を監査役が監査し、その監査役を今度は監査人（＝会計監査人）が監査するという循環が生じるのである。

の経営者に対する監査は実効性を持つ可能性が高くなる。なぜなら、監査役が法律の期待する行動を取っているか、に関して監査人である監査法人が重大な関心を持つからである。その背景には、監査人（＝会計監査人）は、コンプライアンス官庁と呼ばれる金融庁の厳しい監督を受けていることがある。

さらに、監査役が社会から期待されるような存在になるために、日本監査役協会は「責任のとれる監査」を目標に掲げた。その目標を達成すべく、監査役監査の実効性を高めるために、今年1月に監査役監査基準を改定し、さらに4月、内部統制システムに係る監査の実施基準を制定した。同協会は、監査役の社会的地位の向上に真剣に取り組んでいる。法律制度の整備と日本監査役協会の取り組みは、社会の強い後押しとそれによる裁判所による判例の構築によって、時代の流れを作り、監査役を自覚めさせるだろう。